

仕 様 書

1. 適用範囲

本仕様書は「勝山市内小・中学校 高木伐採業務委託」に関して必要な事項を定める。本仕様書に定めていない事項については当市担当職（以下「担当職員」という）との打合わせによるものとする。

2. 業務名

勝山市内小・中学校 高木伐採業務委託

3. 場所

- ・成器南小学校（勝山市元町3丁目10-38）
- ・勝山中部中学校（勝山市郡町1丁目3-34）

4. 履行期限

令和7年9月30日（火）

5. 業務内容

場所	作業名	樹種・周囲等	数量	単位	備考
成器南 小学校	高木伐採	図中番号 No.1 ポプラ伐採（上部三又に分岐） 樹高 10m以上、枝葉処分 2t、幹処分 1.5t 25t 吊りクレーン、高所作業車 27m ・ 胸高直径 0.40m、胸高周囲 1.40m ・ 胸高直径 0.30m、胸高周囲 1.10m ・ 胸高直径 0.30m、胸高周囲 0.95m	1.0	本	(有)エキ産業 岩ヶ野工場、再資源化
		図中番号 No.2 ポプラ伐採 樹高 10m以上、枝葉処分 2t、幹処分 1.5t 25t 吊りクレーン、高所作業車 27m ・ 胸高直径 0.70m、胸高周囲 2.30m	1.0	本	〃
勝山中部 中学校	高木伐採	図中番号 No.1 サクラ伐採（上部二又に分岐） 樹高 10m以上、枝葉処分 0.5t、幹処分 1.0t ・ 胸高直径 0.45m、胸高周囲 1.40m ・ 胸高直径 0.50m、胸高周囲 1.65m	1.0	本	(有)エキ産業 岩ヶ野工場、再資源化

6. 提出書類

- ・業務完了届 1部
- ・作業写真「実施前」「実施中」「実施後」の写真 1部

7. 業務計画

- ・受託者は、業務の内容、現場の状況等を十分調査・把握し、安全確保を念頭において立案すること。

8. 安全管理

- ・施設境界付近での作業であるため、施設利用者および敷地外通行者等の安全を十分確保すること。
- ・受託者は作業にあたって労働基準法、労働安全基準法及び関連法令を十分遵守し、作業期間中は現場における安全に関する巡視、点検、連絡及び調整等作業区全般の管理及び連絡を行い、施設利用者を含めた安全確保に努めなければならない。

9. 業務の着手

- ・受託者は、業務契約締結後速やかに担当職員と業務についての打合せを行い、現場を熟知の上、業務に着手すること。
- ・業務開始時前・終了時には、学校職員に連絡をすること。
- ・業務終了後、速やかに不要材料等を撤去し、清掃を十分に行い、火気や安全を確認の上、業務を終了すること。

10. その他

- ・受託者は、本業務を実施するに当たり、関係官庁との協議、届出等を必要とするときは、遅延なく行うこと。
- ・休日等に作業を行う必要がある場合は、担当職員、学校職員まで申し出て許可を得ること。
- ・写真撮影時には実施場所ごとに「実施前」「実施中」「実施後」の状況が分かるよう撮影すること。
- ・伐採樹木等の処分については、受託者が責任を持って行うこと。また、処分に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等を遵守すること。